

認可外保育施設調理担当者等検便業務委託入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那 覇 市 長 城 間 幹 子



1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 令和4年度認可外保育施設調理担当者等検便業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 : 那覇市内
- (3) 履 行 内 容 : 別紙仕様書による
- (4) 履 行 期 間 : 契約日～令和 5 年 3 月 31 日
- (5) 予 低 価 格 : 非公開

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 過去 2 年の間に本市その他の官公署と検便の業務契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したもの。
- (2) 那覇市内の認可外保育施設から検体の回収を確実にできるもの。
- (3) 所在地の市町村税を完納していること。
- (4) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (5) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (6) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (7) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定する者に該当しないこと。
- (8) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (9) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託業者についても同様であること。
- (10) その他市長が必要と認める条件

### 3 業務委託仕様書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間 令和4年3月25日(金)から令和4年3月30日(水)  
※土日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)
- (2) 配布方法 那覇市こどもみらい課にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する業務委託仕様書等をダウンロードして使用すること  
※FAX、郵送での配布は行わない。

### 4 業務委託仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問受付期間 令和4年3月25日(金)から令和4年3月29日(火)  
午前中(12時)まで
- (2) 質問方法 質問書(市指定様式)を那覇市こどもみらい部こどもみらい課宛に郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出すること  
FAX: 098-861-1361  
メール: naha\_h\_child001@city.naha.lg.jp
- (3) 回答方法 令和4年3月30日(水)までに那覇市ホームページに掲載する質問の提出が無い場合は、回答の掲載は行わない。

### 5 入札執行の日時及び場所

日時 令和4年3月31日(木) 13:20 受付開始 13:30 入札開始  
場所 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市役所本庁舎4階 401A会議室  
※那覇市役所本庁舎の駐車場は有料です。

### 6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

### 7 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)  
※開札の結果、落札に至らない場合は、再度入札を2回まで行います。
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)  
※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい

### 8 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項第3号に基づき免除とする。

### 9 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

### 10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無

効とする。

11 郵送による入札は認めない。

12 提出書類

落札候補者は、下記の入札資格審査書類を提出すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書・・・(市様式)
- (2) 業務実績調書・・・(市様式)
- (3) 誓約書・・・(市様式)
- (4) 市税完納証明書(所在地の市町村)
- (5) 定款又は商業登記簿の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

13 その他

- (1) 那覇市に提出された書類は返却しない。
- (2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページのお知らせで通知する。

14 問い合わせ

那覇市こどもみらい部こどもみらい課(認可外グループ) 担当 呉屋  
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所庁舎3階  
電話 098-861-6903 F A X 098-861-1361